

日本NPOセンター

市民活動支援組織スキルアップ研修「基礎編」
市民活動支援機能とは
 (NPO法施行25年と絡めて)


2023年10月14日
 特定非営利活動法人日本NPOセンター
 事務局長 吉田建治 (kyoshida@jnpoc.ne.jp)

1

日本NPOセンター

日本NPOセンターは民間非営利セクターに関するインフラストラクチャー・オーガニゼーション（基盤的組織）として、NPOの社会的基盤の強化を図り、市民社会づくりの共同責任者としての企業や行政との新しいパートナーシップの確立をめざします。

設立：1996年11月22日
 法人認証：1999年5月31日
 税制優遇の認定：2015年12月10日
 理事19名、有給職員16名、正会員683、準会員176
www.jnpoc.ne.jp



ご入会お待ちしております！

2

NPO（市民活動）の意義

NPOの25年とNPO支援の変遷

これから

3

NPO（市民活動）の意義

そもそもNPOって？



4

NPO (市民活動) の意義

Nonprofit Organization

民間非営利組織

政府の支配に属さないこと

利益があがっても構成員に分配しないで、
団体の活動目的を達成するための
費用に充てること


社会に対して責任ある体制で
継続的に存在する人の集まり

5

NPO (市民活動) の意義

日本NPOセンターが支援の対象とするNPOの定義

- ▶ 医療・福祉・環境・文化・芸術・スポーツ・まちづくり・国際協力・交流・人権・平和など、
- ▶ あらゆる分野の市民活動団体等の民間非営利組織で、
- ▶ 民間の立場で活動するものであれば、
- ▶ 法人格の有無や種類を問わない

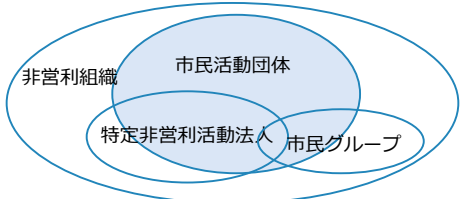


6

NPO (市民活動) の意義

NPO ⊃ NPO法人

NPO ≡ 市民活動団体



7

NPO (市民活動) の意義

1997
NPO法成立前の
非営利法人制度

祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得
(旧民法34条 明治29年)

学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

8

NPO（市民活動）の意義

学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

主務官庁の考える「公益」を行う活動でないと許可されない	政府の政策に反対／提言をするNPO
実績がないと許可されない	小規模なNPO
監督権限が強い	できたばかりのNPO
許可の基準が明確でない	

9

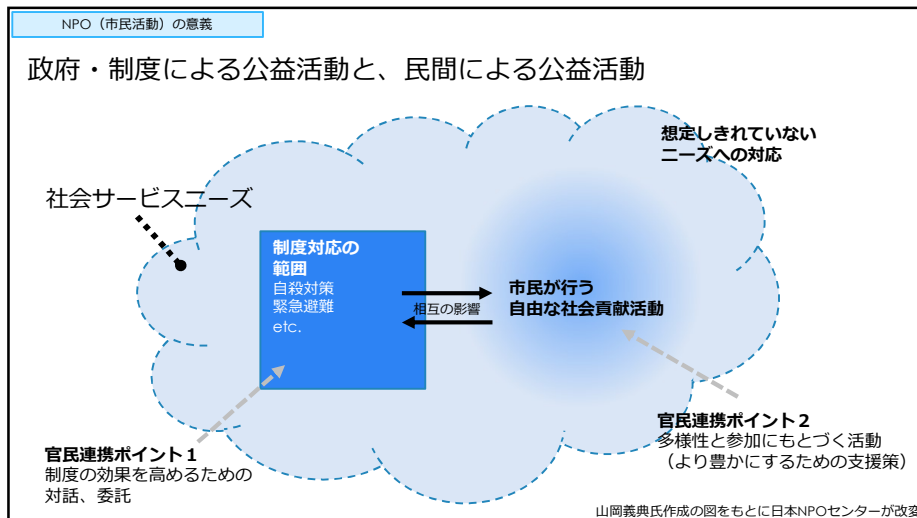
NPO（市民活動）の意義

特定非営利活動促進法 第一条

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

10



11

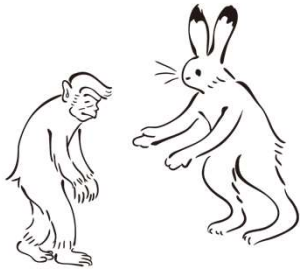
NPO（市民活動）の意義

「自発性」と「多様性」
というボランティアの価値を力に社会に働きかける

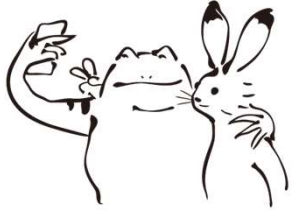
「参加」と「協力」
が重要な意味を持つ

12

NPO（市民活動）の意義



向き合い、支援する



ともに、取り組む

13

NPO（市民活動）の意義

客観的な認証基準

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
 - 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
 - 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

14

NPO（市民活動）の意義

監督基準の明確化

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。

情報開示の重視

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

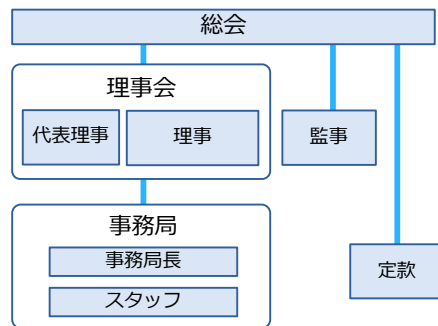
2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備

15

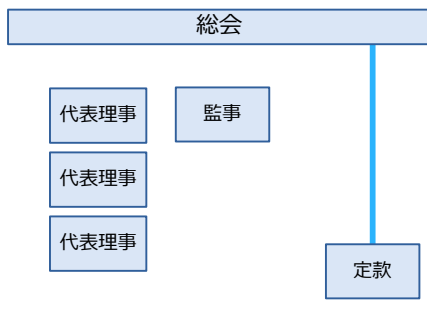
NPO（市民活動）の意義

法人自治の重視

一般的なNPO法人の形



最低限のNPO法人の形



16

市民参加の重視

- ▶ 10人以上の社員
 - ▶ 社員資格の得喪に不当な条件を付さない
 - ▶ 役員報酬を受ける役員は役員総数の1/3まで
- 認定における
パブリック・サポートテスト
- ▶（相対値基準）
寄附金等収入金額／総収入金額等
≥ 1 / 5
 - ▶（絶対値基準）
年3000円以上の寄附者が
年平均100人以上
 - ▶ 条例個別指定
都道府県または市区町村が、個人住民税の寄付金税額控除の対象として
条例により個別に指定したNPO法人
は、PSTが免除される

17

- ▶ 主務官庁ではなく「所轄庁」
内閣府を含め、48の所轄庁が横並び
（成立当初。現在は都道府県と政令市の67の所轄庁）
- ▶ 閣法ではなく議員立法（市民立法）
超党派議員連盟とNPOの対話による立法

1998年3月成立、12月1日施行

18

1. 草の根の市民グループが法人格を得られるようになった
2. 行政や企業との連携が行われるようになった
3. さまざまな社会問題に光が当てられるようになった
4. 市民がエンパワーされた
5. 分野を超えた連携での取り組みが生まれた
6. 市民による立法の先駆けとなった
7. 寄付文化を広げた

『成立から25周年のNPO法が社会に与えたインパクト7選』
<https://npocross.net/2806/>

19

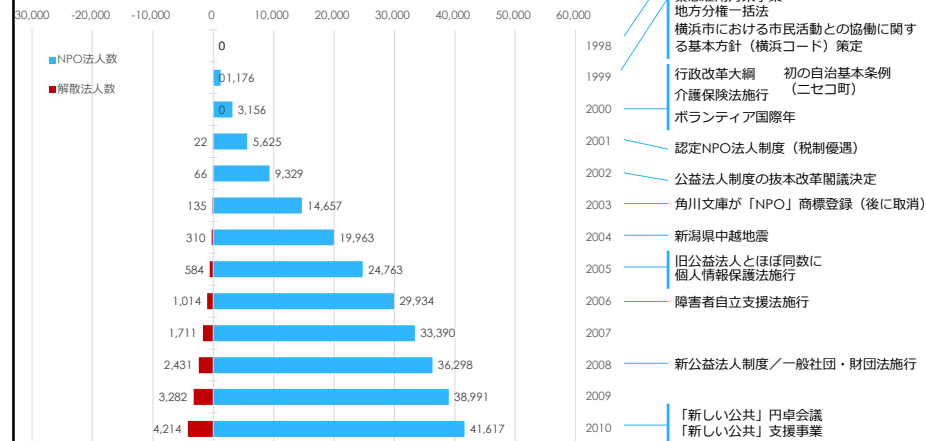
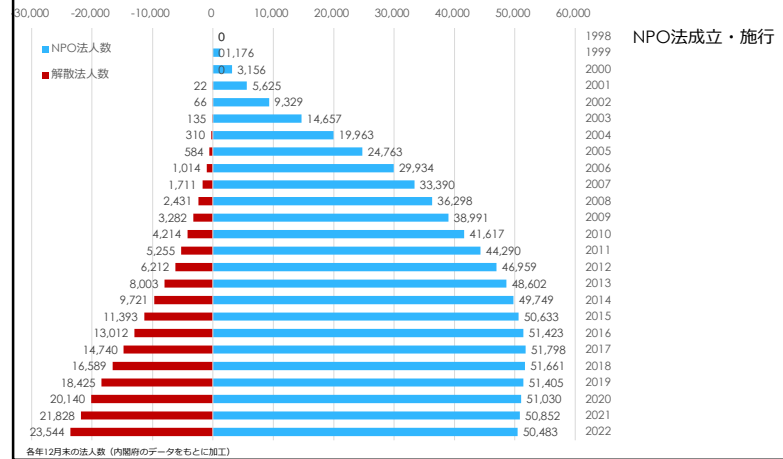
NPO（市民活動）の意義

NPOの25年とNPO支援の変遷

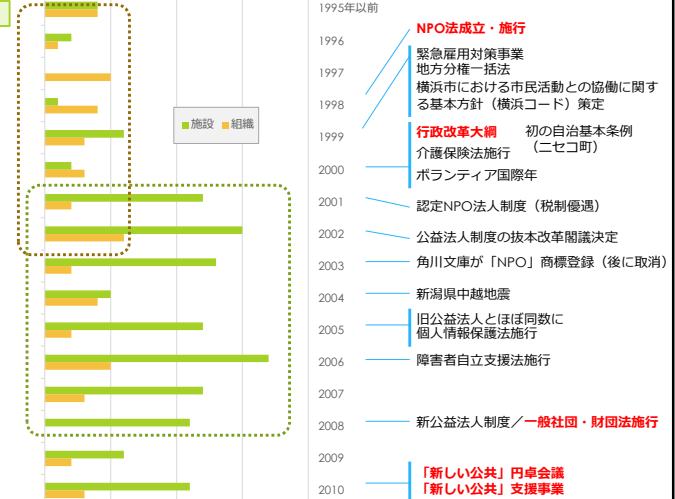
これから

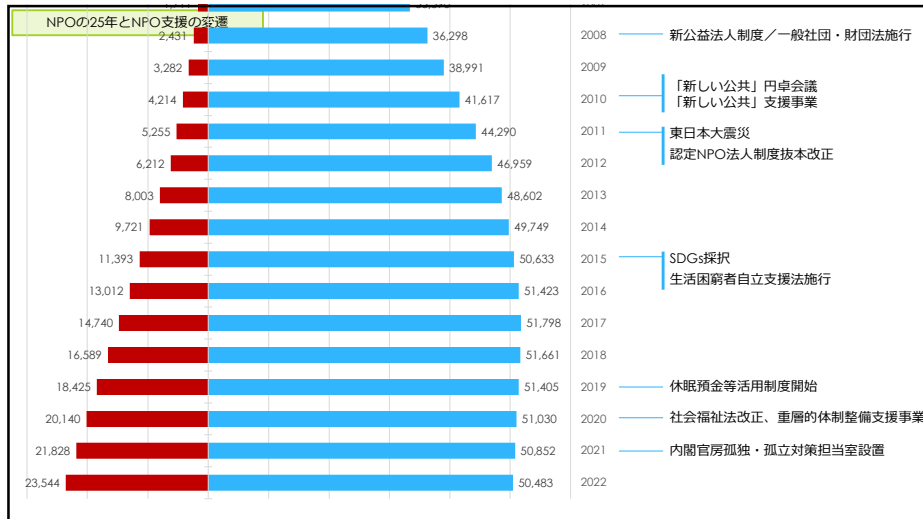
20

社会からの期待

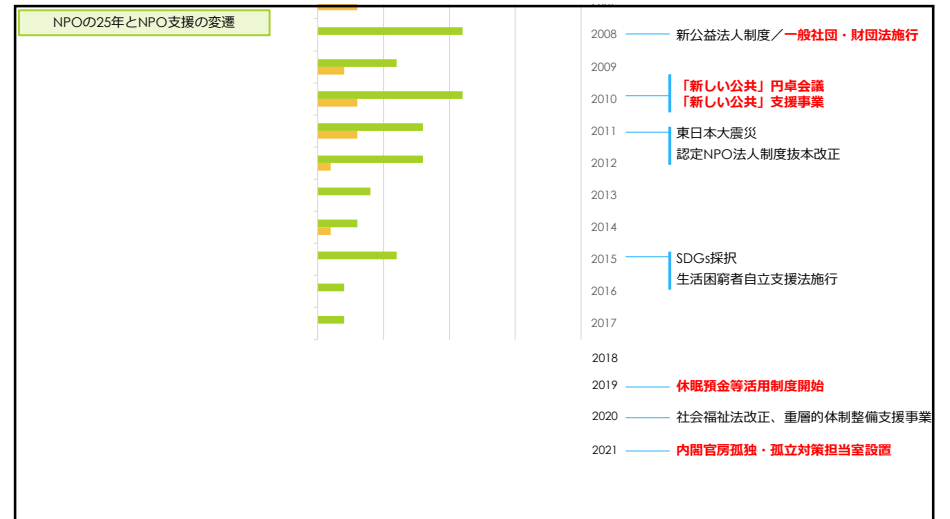


NPO支援組織とNPO支援施設の設立年

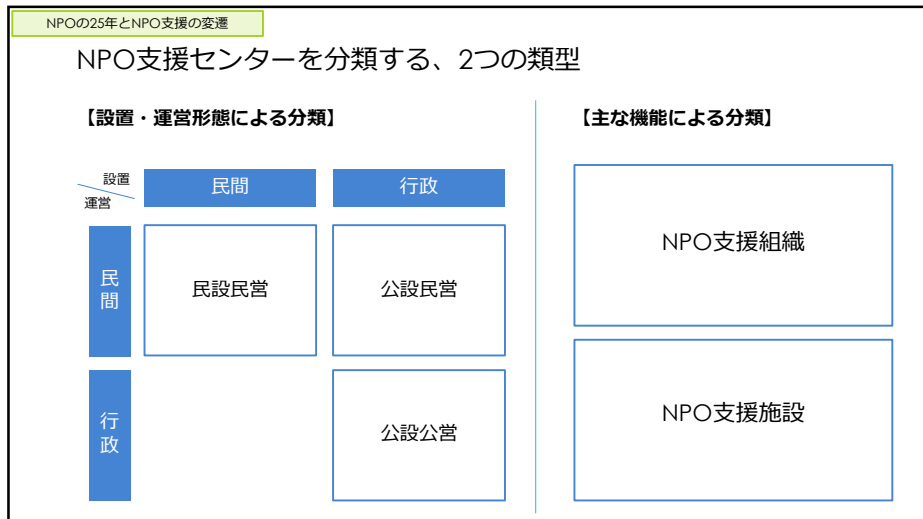




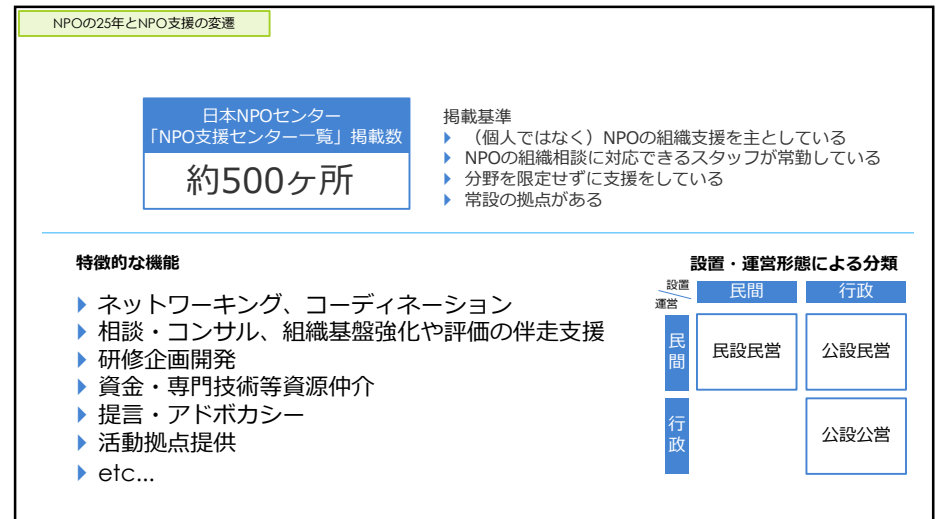
25



26



27



28

NPO（市民活動）の意義
NPOの25年とNPO支援の変遷
これから

29

これから

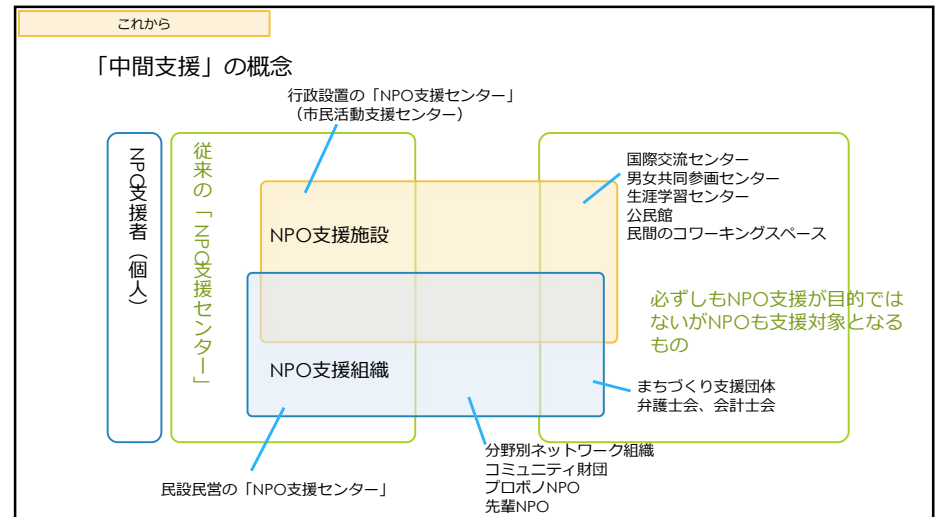
これからのNPOとNPO支援

NPO?

30

- これから
- ▶ NPOの多様化、新たな取り組み
 - ・ たすけあいとしてのNPO（互助的市民活動）と、サービス提供主体としてのNPO（SB）
 - ・ NPOネイティブな世代の、自分のくらしの延長の活動
 - ・ 出入り自由。組織化しないスタイル、エピソード的な活動スタイル
 - ・ 結局法人格は道具でしかない／運動としてのNPO法
 - ▶ 分野や地域を超えた連携
 - ・ 地域、当事者を中心にとりよりの領域と連携をして新たな活動を生み出す
 - ・ 積極的な対話と提言 地方分権を活かす
 - ・ 海外の市民活動団体との連携
 - ▶ 地域内での循環 「意思あるお金」をもとにした開かれた活動
 - ・ 地域課題への参加の機会、対話の機会を生み出していく存在としてのNPO
 - ・ 地域の中で支援と理解をいっしょに広げる
 - ・ 休眠預金 使うならその後をどう描くか。分かれ道。

31



32

NPO支援センターの存在意義は？

- ▶ 誰に対してどのような支援をするのか？
 - ▶ 場所貸しは、図書館や喫茶店の方が便利！？
 - ▶ 設立手続きは、ネットで調べたほうが早い？
 - ▶ 事業化相談は、商工会議所の方が専門性が高い？
- ▶ 自分たちの武器は何か。
 - ▶ 地域で求められるニーズにどのように応えるか？
(事業の目的は何か？)
 - ▶ 市民活動だからこそ、は何か？
「社会課題解決」は企業も意識している

33

NPO支援センターに求められていること

NPOの運営サポート

- ▶ 多様な資金源の確保
(安定した活動を守るための仕組みと文化づくり)
- ▶ 人材の活用と育成、新たな人の確保
(人のマネジメント、専門職との協働)
- ▶ 組織基盤強化に寄り添う

34

NPO支援センターに求められていること

活動環境の整備（強化）への貢献

- ▶ 個々のNPOが活動しやすい環境づくり
(法・制度の整備への取り組みは誰が？)
- ▶ 地域全体の活動基盤の整備
(広げることと、つなげることの重要性)
- ▶ 共有の場、協議の場
(NPO間/NPOと行政/NPOと・・・)

35

NPO支援センターに求められていること

つなぎ役であること

- ▶ NPO間連携
活動分野や地域を越えたネットワークや協働
(理解と連携による事業拡大)
- ▶ セクター内連携
社会福祉協議会や協同組合など、
「となりの組織」とのつながり
(地域課題ベース)
- ▶ セクター間連携
行政セクターや企業セクターとの協働や連携
(何のため、誰のためをブラさず)

36

3.2. 調査結果

④活動の広がり傾向

「これまでの活動で思いもけず広がった経験はあるか、またその具体的な内容※」について、以下の意見があった。これらの意見から、直接目的でなくても孤独・孤立の解消につながる活動があると言えるのではないかと史料する。

- 一般市民向けの生物多様性保全・里山保全のための山林整備活動にひきこもり者が参加。山林整備活動の充実感や達成感、また親子参加した家族間のコミュニケーションが促進され、孤独・孤立対策やその予防にもつながっていると感じた。
- 築古物件をボランティアの方とリフォームし、住宅確保要配慮者に提供。高齢者や矯正施設出所者の方々もリフォームに参加し、自分が必要とされている居場所作りにもなった。
- 公共スケートパークが、不登校や引きこもり状態など、多様な人々が安心して自分の素を出して集える場所として活用されている。

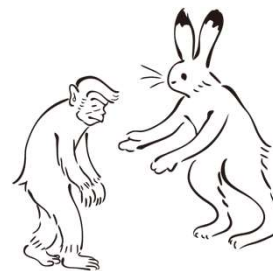
- 若者の自死予防のアプリの話をもIT関連企業と進める中で、オンライン上で孤立した若者との接点を探る取り組みに発展。
- 子どもたちの居場所作りを始めたが、ヤングケアラーやその子どもたちが大人になって行政支援が切れた場合でも利用・相談する場所になってきている。

孤独・孤立の解消を目的としないイベント・居場所が、困難な状況にあった当事者の参加により、結果的に孤独・孤立の解消につながることもある

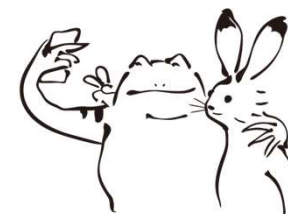
孤独・孤立に関連するある分野の課題解決が、他分野の課題解決に副次的に広がることもある

※「開説」これまでの活動において、以下の各項目に当てはまる経験はありませんか。当てはまるものをすべて選択してください。1.思いもけず単発のイベント/事業に多くの参加者が集まった経験。2.思いもけず継続的な事業/活動の場などに多くの参加者が集まった経験。3.思いもけず多くのボランティアが集まった経験。4.思いもけず個人や団体が協力してくれた経験。5.思いもけず寄付が集まった経験/活動でいずれか1つでも選択した方は、その具体的な内容について可能な範囲で教えてください。

これから

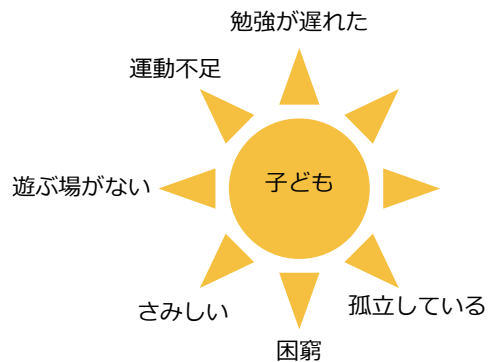


向き合い、支援する

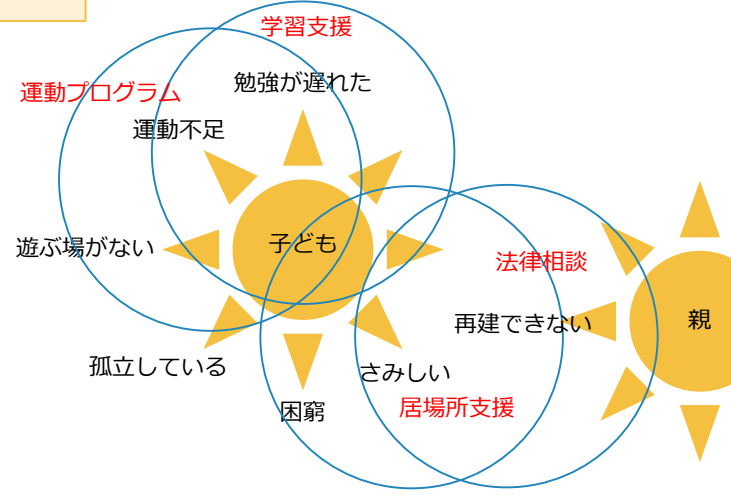


ともに、取り組む

これから



これから

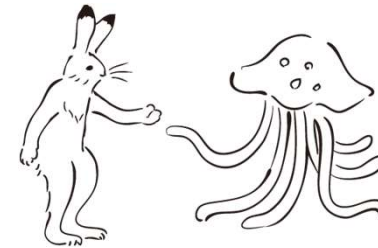


「参加」「協働」とは？

- 日本NPOセンターが定義する参加と協働
 - 協働：組織同士がそれぞれの特徴を生かして協力して働くこと
 - 参加：個人が責任を持って組織の企画や活動にかかわること
- 日本NPOセンターの協働の定義
「異種・異質の組織」が、
「共通の社会的な目的」を果たすために、
「それぞれのリソース（資源や特性）」を持ち寄り、
「対等の立場」で「協力して共に働く」こと

41

異種異質



42



「つなぎ手」の心がまえ
～こまりごとを抱えている人を真ん中に～

- 「こまりごとは身近なところにある」という気持ちで
- 地域のさまざまなおごきに関心を
- 既存のつながり先や制度について予習を
- 日ごろから異業種含む多様なつながりづくりに努めておく

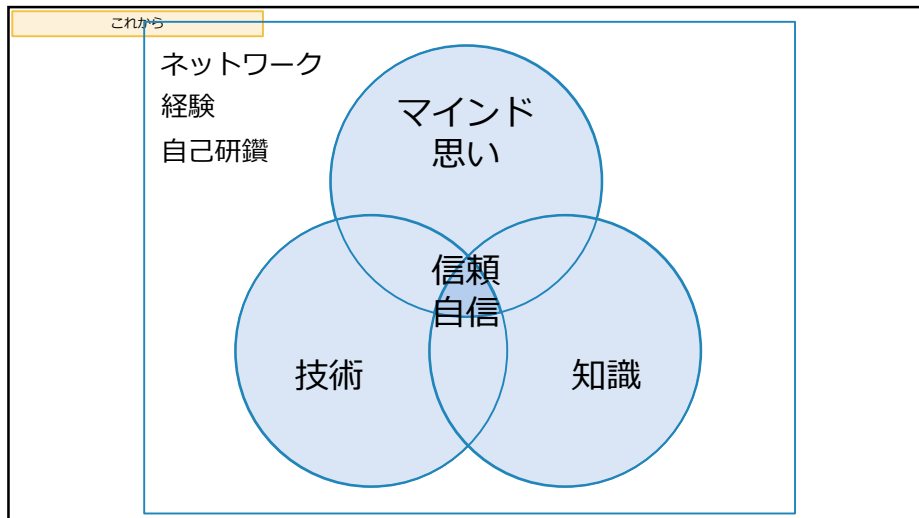
43

市民活動を支援する者として、まずめざすこと

- ▶ 目の前の相談者の課題を解決する
- ▶ あちこちに顔を出す
- ▶ 勉強する

「ご指名」で相談や情報が入るようになる

44



45



46

これから

ご入会お待ちしております！

特定非営利活動法人日本NPOセンター
東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル245
TEL: 03-3510-0855

47

いまいちど、基礎を確認するなら

知っておきたいNPOのことシリーズ

	基本編		資金編
	協働編		参加編

ぐらし×○○ つなぎの手帖

専門性ある NPO を地域に
つなぎ、こまりごとの解消
とあわせて地域づくりの取
り組みに伴走する「つなぎ
手」。これこそわたしたち
NPO 支援センターの新たな
役割であり、地域での出番
と考え、そんなすてきなつ
なぎ手をもっといろんな場
面で増えたらという願いを
込めて作りました。

ご注文は www.jnpoc.ne.jp/books

48

NPO法25周年記念フォーラム
未来の市民社会をともに描こう

2023年
12月1日(金)

[フォーラム] 13:45 ~ 16:30 | 会場13:30
 [交流会] 17:00 ~ 20:00

星陵会館 〒100-0014 東京都千代田区泉町2-16-2

NPO法人セイエン


12/1
 @星陵会館
 (東京都千代田区)

**市民セクター
 全国会議(2023)**

12月2日(土)
 9:30 ~ 17:00

**NPO法から25年
 いま市民セクターに
 求められること**

聖心女子大学4号館 聖心グローバルプラザ 〒150-8938 東京都渋谷区広尾4-2-24



12/2
 @聖心女子大学
 (東京都渋谷区)

www.jnpoc.ne.jp



ご入会お待ちしております！

特定非営利活動法人日本NPOセンター
 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル245
 TEL: 03-3510-0855